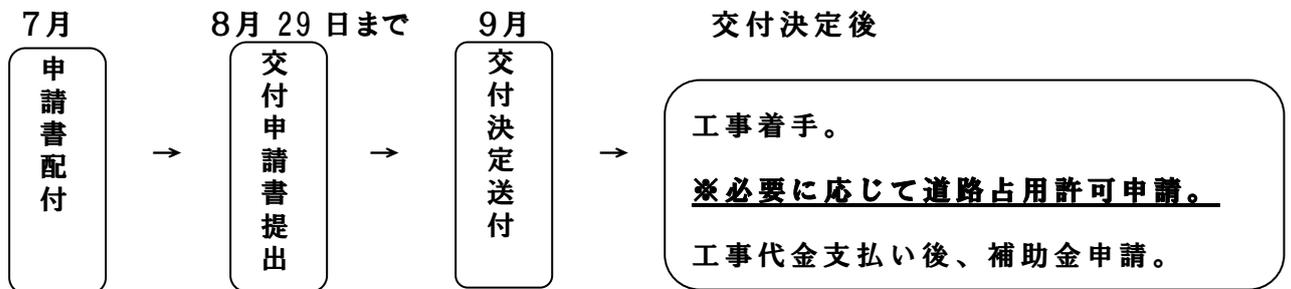


防犯灯補助金申請に関するQ&A

Q1. 防犯灯の申請の流れを詳しく教えてください。

A1. 別紙「防犯灯整備補助金申請の流れ」をご参照ください。

なお、申請スケジュールは以下のとおりです。



Q2. 占用許可申請の手続きについて教えてください。

A2. 道路・公園やその上空に、物を設置して継続的に使用することを「占用」といい、「占用許可申請書」を管理者に提出し許可を得る必要があります。

市道・市の公園の占用許可申請の手続きは、八尾市役所西館3階の土木管財課で行っています。設置できる場所等には基準がありますので、申請をする場合は、事前にご相談ください。

(土木管財課:TEL 072-924-8552)

Q3. 防犯灯の補助金申請に灯数の制限はありますか。

A3. 具体的な制限はありませんが、協議会の予算の範囲内となります。なお、防犯灯を「新設」する場合や、「4灯以上の取替」をする場合は、事前に交付申請書の提出が必要となります。

Q4. 防犯灯の器具をそのまま使って、別の場所に移設したいのですが補助金申請できますか？

A4. 防犯灯の新設もしくは取替に係る、「防犯灯の購入等費用」についての補助ですので、移設費用は対象となりません。

Q5. 防犯灯の処分費・撤去費は補助金申請できますか？

A5. A4と同様の理由により、処分費・撤去費は補助対象となりません。

裏面もご覧ください。

Q6. 自動点滅器のみ取り替えたいのですが、補助金申請できますか？

A6. 自動点滅器は、EEスイッチやデイルイトスイッチなどと呼ばれ、昼夜を判定して防犯灯を正しく点灯させるものです。防犯灯と一体になっているものや、分離されているものもありますので、防犯灯の器具として、補助対象となります。

Q7. 器具が故障して、工事を急ぐのですが、事前に申請が必要ですか？

A7. 危機管理課に直接ご相談ください。状況を伺い、迅速に取替工事ができるよう、可能な限り調整させていただきます。

Q8. 振込先について、班や組が多いので、それぞれの口座に補助金を振り込んでもらえますか？

A8. 防犯灯の補助金は、町会等からの申請に基づき、町会等に対し補助金を交付しますので、班や組ごとの振込は行っておりません。原則、1町会1口座にてご対応願います。

Q9. 振込先について、昨年度と変わらないので、再度記入する必要はないですか？

A9. お手数ですが、昨年度と変更がなくても、防犯灯補助金実績報告書兼交付請求書(様式第4号)にご記入いただき、通帳のコピーを添付していただきますようお願いいたします。

Q10. 申請締め切り日(8月29日)を過ぎてからの申請はできますか？

A10. 故障等による緊急の取替については、通年で受付いたします。ただし、2月以降の申請は、事務手続きの関係上、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

Q11. 球交換(蛍光管の交換)の補助金は申請できますか？

A11. 球交換(蛍光管の交換)については、10月にご案内する「防犯灯電気料金等補助金申請」の際に、補助金の申請をしていただくことができます。その際、領収書および請求内訳書が必要となりますので、提出時まで保管していただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

八尾防犯協議会事務局
危機管理課地域安全担当
TEL 072-924-3817